

フォークリフト運転特別教育（1トン未満）のご案内

最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転業務は、労働安全衛生法第59条第3項に基づき特別教育の修了が必要となります。これらのことを踏まえ、当協会では『フォークリフト運転特別教育』を実施いたしますので、対象の方に受講していただきますようご案内申し上げます。

★受講対象者

最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転業務に従事される方

学 科	月 日 () 9:00~16:00
実 技	月 日 () 9:00~16:00
実施会場	貴社事業所にて行う、出張講習のみ承っております。 開催条件、参加者10名以上からになります。 ※開催日はご指定いただけます。

★参加会費と申込方法

- ・1名につき14,850円（消費税、テキスト代を含む）

※受講日までに前納して下さい。振込手数料はご負担願います。

取引銀行：三菱UFJ銀行 笹島支店 普通 No.0173377

口座名：一般社団法人 名古屋運搬機械化協会 シヤ)ナゴヤウパンキカイカキヨウカイ

- ・申込書には顔写真を貼付、身分を証明できる公的書類等（※）のいずれか1点を添付して事務局まで郵送して下さい。届き次第、折り返し受講票をお送りします。

(※) 普通自動車運転免許証以上の資格、またはパスポートのコピー（有効期限内のもの）
住民票の写し（6か月以内に発行されたもの）
外国籍の方は在留カード、または永住者証明書のコピー（有効期限内のもの）

★その他

- (1) 修了者には「フォークリフト運転特別教育修了証」を交付いたします。
- (2) 2日間とも出席しないと無効になります。
また、欠席した日を他の日程に振り替えることはできません。
- (3) 欠席された場合でも受講料は返金できません。

★事務局

一般社団法人 名古屋運搬機械化協会

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-23-13 大同生命ビル3階

TEL(052)581-0844 FAX(052)583-8290

